

中間前金払事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松浦市財務規則第62条第5項に定める建設工事における中間前金払について、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 中間前金払の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) その1件の請負代金額が1000万円以上であること。
- (2) 既に前払金を支出していること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(対象経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(割合等)

第4条 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とし、中間前金払を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(中間前金払と部分払との選択)

第5条 中間前金払と部分払の選択は、契約締結時に中間前金払と部分払の選択届出書（様式第1号）により受注者にさせるものとする。

(認定)

第6条 中間前金払の認定については、認定を受けようとする受注者から、認定請求書（様式第2号）及び工事履行報告書（様式第3号）を契約担当課へ提出させるものとする。契約担当課は、認定請求書及び工事履行報告書の提出があったときは、工事担当課に送付し、工事担当課は、第2条の要件を満たしているかについて調査を行い、認定請求を受けた日から7日以内に認定の可否を決定し、受注者に中間前金払認定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(認定の方法)

第7条 第3条第4号の認定は、工程表により行うことができるものとし、同条第5号の認定は、工事履行報告書により、出来高が概ね50パーセント以上あるかどうかを確認するものとする。

(中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例)

第8条 中間前金払をした工事が、請負金額の3分の2以上に相当する工事出来高(標準請負契約書第38条第1項の請負代金相当額をいう。以下同じ。)がある場合において、市の都合又は天候の不良等受注者の責に帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事が年度内に完成することができず繰越が予想されるものについては、次の式により算定して得た額を既済部分払として行うことができるものとする。

$$\text{既済部分払額} = \text{工事出来高金額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前金払額}}{\text{請負額}} \right) - \text{中間前金払額}$$

2 前項の既済部分払を行うか否かについては、受注者と協議の上決定することとし、既済部分払を行う場合にあっては、協議書(様式第5号)により行うこととする。なお、協議の検討結果については、回答書(様式第6号)により受注者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第9条 受注者から中間前金払についての請求を受ける場合は、工期末を保証期限とする保証事業会社の保証証書を請求書と併せて提出させるものとする。また、支払は請求を受けた日から20日以内に行うものとする。

様式第1号（第5条関係）

中間前金払・部分払選択届出書

年 月 日

松浦市長 様

（受注者）住 所
商号又は名称
氏 名

印

下記の工事については、
（中間前金払）
部 分 払 を選択します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
請 負 代 金 額	

（注）契約締結までに提出してください。

様式第2号（第6条関係）

認 定 請 求 書

工 事 名	
工 事 場 所	松浦市 町 免
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	
<p>上記工事について、中間前払金にかかる認定を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(受注者) 住 所 商号又は名称 氏 名 印</p> <p>松浦市長 様</p>	

工 事 履 行 報 告 書 (中間前金払用)

報告日： 年 月 日

(工期が2分の1を経過した日： 年 月 日)

工事名 _____

工 期 年 月 日から 年 月 日まで

工 種 等	工 程 等												構成率 %	進捗率 %	出来高率 %	備 考	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月					
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
受 注 者	印												計	100%		>50%	

(注)

- 1 契約時に提出した工程表等に基づき作成し、工種等及び工程表の欄は、適宜増減すること。
- 2 工種別の分類項目及び工種別構成率は、監督員との協議による。
- 3 中間前金払請求時の進捗率の記入に当たっては、事前に監督員と協議すること。
- 4 内容を確認後は、「1 認定」又は「2 不認定」のいずれかに○をつけ、不認定の場合はその理由を記入し、確認欄に押印すること。

1 認定	2 不認定
不認定の場合の理由	

確認欄	
総括監督員	監督員

様式第4号（第6条関係）

中 間 前 金 払 認 定 通 知 書

受注者名	
工事名	
工事場所	松浦市 町 免
工期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	
確認者名	
摘要	
<p>上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>松浦市長 印</p>	

様式第5号（第8条関係）

協 議 書

年 月 日

松浦市長 様

（受注者）住所

氏名

印

「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例」
に係る協議について

年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事については、
松浦県建設工事標準請負契約書第37条の規定に基づき、中間前払金を請求
し、受領済であるが、併せて既済部分払を請求いたしたく、協議します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 前払金受領済額 ￥
- 4 中間前払金受領済額 ￥

備考 本協議書と併せて、既済部分検査申込書及びその添付書類を提出
すること。

様式第6号（第8条関係）

回 答 書

年 月 日

様

松浦市長

印

「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例」
に係る協議について（回答）

年 月 日付けで貴殿から協議のあった標記については、検討
の結果、下記のとおり既済部分払金額を算定したので通知します。

なお、異議がなければ、部分払請求書に記名押印のうえ提出願います。

記

1 工 事 名

2 既済部分払金額 ￥

備考

1 算定方式

既済部分払金額 = 工事出来高金額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負額)

－ 中間前払金額

2 本回答書と併せて、既済部分検査結果通知書を通知する。